

令和3年 第3回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和3年3月25日（木）15時00分から16時00分
2. 開催場所：宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	—
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	—
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第7号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4	議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	議案第9号	農業経営基盤強化促進事業について
日程第6		報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	井上 正己
	事務局次長兼産業観光課副課長	菅原 隆行
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒や換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は12名、欠席委員は2名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「8番戸田優委員」と「9番島村重昭委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■の田と畑8筆で面積は合計6,395㎡でございます。譲渡人はさいたま市に、譲受人は春日部市にお住まいの方です。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

本申請の経緯ですが、当該農地は「農業経営基盤強化促進法」に基づき平成30年4月から3年間、利用権を設定し譲受人が耕作しています。ここで、利用権設定当時の経緯についても簡単に説明させていただきます。当該農地は、利用権設定以前から譲受人が耕作をしており、当初から所有権移転による農地取得を希望し県や国の機関に相談していました。しかしながら、当時は耕作実績がなく3条の許可要件に満たないこともあり、実績を作った後に3条での農地取得を行うという前提で、平成30年3月の第3回総会において利用権の設定を行いました。この度利用権の設定期間満了を迎えることから、所有権移転を行い、譲受人の農地として耕作するために申請となりました。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■■■から北東方向に5-600メートル程の場所に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。農地取得後は引き続き水稻の作付けと野菜、果樹の栽培を行う計画となっております。

申請地と現在の経営農地が同一の為、譲受人の耕作状況についてご確認頂きます。今回の譲受人の経営農地は町内の 8 筆のみで、総面積は 6,395 m²ございます。

(現状の確認)

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法 3 条 2 項に基づく判断基準 5 点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。基準の 1 点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2 点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である 5,000 m²を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は 6,395 m²となります。

3 点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間 150 日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、譲受人本人が年 300 日以上従事していると聞き取りにより確認しました。

4 点目は農業生産法人の要件についてであり、今回は該当ございません。

5 点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、現在、申請地において農作業に従事しており、地域での取り組みを遵守し地域活動にも参加していることから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法 3 条 2 項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく申し上げます。

(■番■■■委員)

■番■■■です。事務局と現地確認をしてきました。耕作もされており特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。

(■番■■■委員)

■番地元委員の■■■です。耕作している地区では農家が年々減ってきており、地域としては大賛成です。本人は耕作面積を広げたい意思もあり、農家としてもしっかり耕作しています。ご審議の程よろしく申し上げます。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。申請地は宮代町■■■の畑1筆で面積は112㎡でございます。申請者は宮代町にお住まいの方です。転用目的は農家住宅の敷地拡張です。なお、こちらは転用追認の案件となります。転用追認とは、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定された昭和45年8月以前から地目が田畑の土地を住宅敷地など、農地以外の用途として使用していたと認められた場合、許可申請を認める内容です。4条の申請になりますので、権利移転は発生せず、地目が宅地に変更となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請地は隣接している既存建物と町道との出入口として都市計画法上の区域区分が決定された昭和45年以前から利用されていたことが確認できたため、当初除外が認可され、今回転用追認の申請となりました。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■から西へ300メートル程の場所に位置し、■■■■から200メートル程北に位置する申請者宅の隣地です。公図で見ますとこのような形になります。隣接する農地が2筆ございますが、申請者の所有農地であるので、問題はございません。

続きまして、現況については写真のとおりです。

なお、今回は4条の申請ですので、申請者の所有農地を確認する必要があります。

【所有地の確認】

いずれも違反等はありません。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は3種農地に区分されます。周辺の営農への影響は建築計画を伴わないため、問題はございません。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

■番地元委員の■■です。現況等も常々確認し、問題ないと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

■番■■です。事務局と現地確認をしてきました。突き当りに母屋の門があり古くから利用していたという事実もございます。問題ないと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第4・議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■を含む田と畑10筆で面積は合計3,691㎡でございます。申請者は橋梁等の構造物を製作している法人で、譲渡人は宮代町にお住まいの方5名と千葉県野田市にお住まいの方1名です。転用目的は工事用地としての一時転用です。権利の移転形態は賃貸借権設定となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、圏央道の4車線化工事に伴い、予定路線脇の農地を資材置場や駐車場などの工事用地として、1年9か月用いたいとのことで、今回申請となりました。なお、こちらは農用地区域内の農地ですが、今回の一時転用計画が、農用地区域で行う内容として適合している旨の適合証明が町から発行されております。

申請地の位置は、案内図をご覧ください。久喜市との境界沿いに位置し、■

■■■■の南西と北西でございます。

1 地点目について公図で見ますとこのような形になります。隣地に地目が田と畑の土地がございますが、いずれも町や国が所有する道路として用いられております。また、個人が所有されている農地が 2 筆ございますが、隣地同意をいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。現在ご覧いただいている 4 筆には橋梁設置に伴う足場やパイプ等の資材を置く計画です。隣の 2 筆についても工事で用いる資材を搬入する計画です。別の 2 筆は資材搬入以外に作業員用の駐車スペースとして利用する計画となっております。現況についてはそれぞれこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

2 地点目について公図で見ますとこのような形になります。隣地に個人が所有されている農地がございますが、隣地同意をいただいております。残りの農地は、一時転用により工事用地として既に利用中となります。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。工事で用いる資材を搬入する計画です。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

次に、提出された資料をもとに工事計画についてご説明します。

(工事計画概要書・工程表・搬入経路を説明)

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は農用地区域内農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■■委員)

■番■■■です。事務局と現地確認をしてきました。圏央道の工事現場ということですが、近くに通学路などもないようなので問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■■委員)

■番地区担当の■■■です。2 車線化の時に道路が傷んだということを経験しました。修整して直してもらったという事で済みましたが、今回も相当重いものが運ばれるようなのでその辺りを注意して欲しいと思います。その他は問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第5・議案第9号「農業経営基盤強化促進事業について」を上程いたします。今月は新規の案件が36件、更新の案件が115件ございます。

案件のうち、農業委員会法第31条第1項及び宮代町農業委員会会議規則第11条の「議事参与の制限」に該当する1番から5番、67番、74番から97番、102番、124番についての説明・審議の際は、該当委員にはご退席いただくこととなるため、これらの案件から説明・審議を進めさせていただきたいと思っております。それ以外の審議は全案件の説明終了後、まとめてご審議願います。

ここでお諮りしたいのですが、案件が151件ございまして審議の効率化を図るためにも「決定の議決は設定者ごと一括で行う」こととしてよろしいでしょうか。

< 異議なし > の声

それでは、「決定の議決は設定者ごと一括で行う」ことといたします。

はじめに■■委員退席願います。

< ■■委員 退席 >

それでは事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。本案件は農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の利用権設定の申出でございます。こちらにつきましては、農地法によらず、農地の利用権移動を設定するものです。それでは、資料のご用意をお願いいたします。

先ほども申し上げたとおり、今月は新規の案件が36件、更新の案件が115件ございますが、議事参与の制限に該当する案件については戸別にご審議いただきます。なお、新規の案件はスクリーンに位置を写しますが、更新の案件につきましては議案書読み上げ等省略させていただきます。それでは、■■委員に関係する1番から5番の新規案件についてご説明いたします。

(説明)

更新案件の74番から76番に関する議案書読み上げ等は省略させていただきます。以上、ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは1番から5番、74番から76番の案件についてご審議お願いします。

それでは、この件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。■■委員お戻り下さい。

<■■委員 着席>

続きまして■■委員退席願います。

< ■■委員 退席 >

それでは事務局説明願います。

(事務局)

67番と102番については更新案件のため議案書読み上げ等は省略させていただきますのでこのままご審議お願いいたします。

(会長)

それでは67番と102番の案件についてご審議お願いします。

それでは、この件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。■■委員お戻り下さい。

<■■委員 着席>

続きまして■■委員退席願います。

< ■■委員 退席 >

それでは事務局説明願います。

(事務局)

77番から97番についても更新案件のため議案書読み上げ等は省略させていただきますのでこのままご審議お願いいたします。

(会長)

それでは77番から97番の案件についてご審議お願いします。

それでは、この件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。■■委員お戻り下さい。

<■■委員 着席>

続きまして■■委員退席願います。

< ■■委員 退席 >

それでは事務局説明願います。

(事務局)

124 番についても更新案件のため議案書読み上げ等は省略させていただきますのでこのままご審議お願いいたします。

(会長)

それでは 124 番の案件についてご審議願います。

それでは、この件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。■■委員お戻り下さい。

<■■委員 着席>

「議事参与の制限」に該当する案件は以上となります。

続きまして 6 番から 36 番の新規案件について事務局説明願います。

(事務局)

それでは 6 番から 36 番の新規案件についてご説明いたします。

(説明)

以上です。ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは 6 番から 36 番の新規案件についてご審議願います。

(■■番■■委員)

■■番■■です。新規案件で設定年数が 10 年の方々の利用権を受ける方々の年齢を教えてください。利用権設定に年齢などの決まりはないのですか。

(事務局)

生まれ年をお伝えします。6番の方は昭和34年、7番から11番の方は昭和34年、12番の方は昭和21年、13番の方は昭和48年、16番から22番の方は昭和34年です。

利用権設定に際して年齢で制限をすることはありません。

(■番■■委員)

昭和21年だと75歳くらいですか？10年の設定をしたら85歳だよ、後継者などがいれば別ですけど。期間が長ければ補助金も出ると思うけど、補助金狙いでやられちゃうならある程度指導していったほうが良いんじゃないですか？状況に応じた期間を設けるなどした方が良いと思います。

(事務局)

補助金に関しては、おっしゃる通り今後の課題になると考えています。ただ、現状として農地を貸したい人が増えているという実情もあり、どんな支援策が良いのかは規模によっても問われていますので検討していきたいと思います。

また、補助金の対象についてですが、個人ですと2ヘクタール以上耕作しているという条件がありますので、今回の案件に関しては該当致しません。

(会長)

それでは、6番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、

< 7番から11番、12番、13番、14番、15番、16番から22番、23番、24番から34番、35番、36番 繰り返し >

続きまして、46番から66番、68番から73番、98番から101番、103番から123番、125番から151番の更新案件について事務局説明願います。

(事務局)

37番以降は更新案件となりますので、議案書の読み上げ等は省略させていただきます。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは更新案件についてご審議お願いします。

それでは、37番から45番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

< 46番から66番、68番から73番、98番から10番、103番から123番、125番から151番 繰り返し >

(会長)

続きまして日程第6「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が3月10日となっております。10日までに、4条届出はなく、5条届出が3件、農地改良の届出が1件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和3年第3回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和3年4月26日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印